

# **戦略産業雇用創造プロジェクト募集要項**

**厚生労働省職業安定局地域雇用対策室**

**平成27年11月**

## 目 次

1	趣旨	2
2	事業スキーム	2
3	提案主体に係る要件	3
4	事業内容	5
5	事業構想の提案	12
6	事業構想の選抜	12
7	事業の実施	13
8	事業の評価	14
9	その他	15

(事業構想提案書 様式第一号)

(事業構想要約版 様式第二号)

(戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書 様式第三号)

(戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・  
不承認書 様式第四号)

(戦略産業雇用創造プロジェクト指定事業主及び上乗せ助成対象労働者数  
一覧表 様式第五号)

(別紙1 戦略産業雇用創造プロジェクト継続可否の判断基準)

(別紙2 就職者・創業者名簿)

## 1. 趣旨

現在の雇用情勢には一部に厳しさが見られるものの着実に改善が進んでいる中であって、今後は、地域で安定的かつ良質な雇用を創出する取組を実施していく必要があります。

特に、雇用情勢の地域差が再び顕在化し、雇用情勢に持ち直しの傾向が見られる中であって、引き続き雇用機会が不足している地域では、地域的な雇用構造の改善を図る必要が生じています。

また、グローバル化進展の中での国際競争の激化等は、地域の産業構造などの地域そのものの特性により、地域の雇用失業情勢に大きな影響を与えるに至っています。これを受けて、地域の産業政策の在り方を見直し、これに合わせた雇用対策を実施していく必要性に直面している地域も見受けられます。

「戦略産業雇用創造プロジェクト」は、雇用情勢の厳しい地域を中心に、こうした地域の課題を解決し、安定的かつ良質な雇用を創造していくため、地域の産業政策と一体となった地域の自主的な雇用創造の取組を支援し、労働者の職業の安定に資することを目的とするものです。

## 2. 事業スキーム

### (1) 事業スキームの概要

戦略産業雇用創造プロジェクトは、国が、都道府県が提案する事業構想の中から、コンテスト方式により、産業政策と一体となった雇用創造効果が高いものを選定し、選定された事業構想を実施するための費用の一部を補助する事業です。

提案した事業構想が選定された都道府県は、地域の関係者から構成される協議会（以下「協議会」という。）を設置し、事業構想に基づく事業を実施します。

### (2) 補助の方式

国は、都道府県に対し、選定された事業構想を実施するための費用（４（３）アからウに掲げるメニューを実施するための費用に限ります。）の８割を補助します。ただし、１つの事業構想（都道府県）当たりの年間の補助上限額は１０億円（４（３）エのメニューを実施する場合、その必要額を控除した額。）とします。

### (3) 事業の実施主体

事業の実施主体は都道府県とします。ただし、地域の関係者と一体となっ

て実施することが重要ですので、事業の実施に当たっては、協議会で意思決定を行うことが必要です。

なお、選定された事業構想の内容に基づき、都道府県が協議会、民間企業等への委託等により事業を実施することも可能です。ただし、事業の実施主体はあくまでも都道府県であることから、都道府県は、委託等により実施する事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施していただく必要があります。

### 3. 提案主体に係る要件

#### (1) 対象地域

本事業は、雇用情勢の厳しい地域における、安定的かつ良質な雇用を創造していくために産業政策と一体となった雇用面での取組が必要と考えられる地域の自主的な雇用構造の改善の取組を支援するものです。

このような趣旨から、次の①、②を満たす地域として、今回の募集では、下記<該当地域>を事業の対象とします。

- ① 平成 25 年度の有効求人倍率が全国平均又は中央値以下の都道府県であること
- ② 地域雇用開発促進法に基づく「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針」において、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められない地域として列挙されている「埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府」に該当しないこと

なお、ここでいう「有効求人倍率」の指標は、一般の有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む。）又は常用の有効求人倍率（新規学卒者及び常用的パートタイムを除く。）のいずれかによるものとします。

#### <該当地域>

秋田、山形、茨城、栃木、長野、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、佐賀、沖縄

#### (2) 提案主体

##### ア 提案主体

事業構想の提案主体は都道府県とします。

都道府県は、地域の関係者から構成される協議会を構成した上で、又は事業構想選定後、協議会の構成員になることが想定される地域の関係者と綿

密に調整を図った上で事業を構想し、国が提示する所定の募集期間内に各都道府県労働局（以下、「労働局」という。）を経由して提案するものとします（詳細は5を参照してください。）。

#### イ 協議会の構成

協議会の構成員は、事業構想を効果的に実施するための必要性に応じ、以下の者を含めてください。当事業は、安定的かつ良質な雇用の創出を目指す事業ですので、可能な限り労働者団体の代表についても含めるようにしてください。

- ① 都道府県雇用担当部局、能力開発担当部局及び産業政策担当部局
- ② 対象地域内の市町村
- ③ 経済団体（企業）
- ④ 教育・研究機関（大学、訓練機関）
- ⑤ 金融機関
- ⑥ 国の機関（労働局、経産局（注））
- ⑦ その他の地域関係者（労働者団体、有識者等）

（注）各経済産業局は、都道府県域を超えた広域の圏域を対象としていますので、複数の都道府県の協議会に参加することも想定されます。このため、各都道府県間での公平性の観点から、オブザーバーとしての参加とさせていただく必要があります。

#### ウ 提案主体の単位（広域提案）

都道府県単位での提案を原則とします。なお、都道府県域を超える広域での事業実施を構想する場合には、主担当となる都道府県を決定の上、主担当以外の都道府県で実施する事業構想を含め、主担当となる都道府県の労働局を経由して提案するものとします。この際、各都道府県間において十分に調整の上、提案を行うよう留意してください。

なお、この際、事業が採択された場合の補助金は、事業実施地域ごとに各都道府県に対してそれぞれ交付することになるので留意してください。

## 4. 事業内容

### (1) 基本的な考え方

戦略産業雇用創造プロジェクトは、雇用情勢が厳しい地域において、都道府県、市町村、経済団体（企業）、教育・研究機関、金融機関等の関係者が総力を挙げて、地域の産業政策と一体となって、安定的で良質な雇いを戦略的に創造するための取組を支援するものです。

このため、都道府県内の各々の地域において、目指すべき安定的で良質な雇用とはどのようなものか、どのような分野で安定的で良質な雇用を創造していくか、といったビジョンを明確にした上で、雇用創造のための課題を把握し、それを解決できるようにするための事業を構想する必要があります。

なお、戦略産業雇用創造プロジェクトは、労働保険特別会計雇用勘定における雇用安定事業又は能力開発事業として行うものであることから、その趣旨に適さない事業を行うことはできません。

したがって、地域内における求職者（在職求職者、創業希望者を含む。以下「地域求職者」という。）の就職促進や創業に直接、かつ、高い効果が見込まれる雇用対策としての事業内容を設定する必要があります。

また、戦略産業雇用創造プロジェクトの対象に含まれない経費については、以下4(6)アを参照してください。

## (2) 事業内容の要件

### ア 対象業種の範囲

戦略産業雇用創造プロジェクトは、多くの地域で戦略産業として位置付けられており、また、他の業種と比較して賃金水準が高いなど、安定的で良質な雇用を創造する業種である「製造業」（標準産業分類大分類による「製造業」をいう。）を中心とした雇用創造の取組とすることを原則とします。ただし、地域の事情を勘案し、以下の①及び②を満たすと考えられる場合には、「製造業」以外の業種を中心とした雇用創造の取組を実施することとしても差し支えありません。

- ① 当該地域において戦略産業として位置付けられている業種であって、他地域に対して競争力を有する又は競争力を高めるための取組を実施しており、都道府県外への販売による収入等獲得が期待される業種であること
- ② 地域の産業の集積の状況その他の地域特性に鑑み、当該地域で安定的で良質な雇用創造の取り組みを行うために必要と認められる業種であって、当該地域における賃金水準、離職率、雇用形態（正規・非正規の別）等を勘案した上で、製造業と遜色ない水準の雇用の質が確保されると認められる業種であること

### イ 地域指定

戦略産業雇用創造プロジェクトの実施地域は、都道府県内の全部又は一部の地域とします。この際、当該地域において雇用創造に取り組む業種のほか、地域の産業の集積状況、労働市場圏その他地理的な状況を勘案の上、適

切な範囲の地域を指定することとします。

なお、1つのプロジェクトにおいて、都道府県内を複数の地域に分けて、複数の地域を指定することも可能とするが、限りある資源を活用して、特定の地域に集中的な支援を行う観点から、優先順位を付けたメリハリのある地域指定となるよう留意してください。

#### ウ 支援対象業種の指定

戦略産業雇用創造プロジェクトによる支援の対象を明確化するため、上記イにおいて指定した地域ごとに、安定的で良質な雇用創造に取り組む業種を指定します。

具体的には、アの対象業種の中の特定の業種（以下「指定主要業種」という。）に加え、その業種に関連して雇用創造に取り組む業種（以下「指定関連業種」という。）を支援対象に含め、「〇〇製造業及びその関連業種」又は「〇〇産業分野」といった形で指定するものとします。

ただし、本プロジェクトによる支援対象を明確化するため、前述の指定と併せて、別途、標準産業分類中分類を用いて業種を特定することとします。

なお、戦略産業雇用創造プロジェクトは、地域が戦略産業として位置付けられている業種において、安定的かつ良質な雇用を創造していくことを目的としていることから、指定主要業種の設定に当たっては、地域で重点的に雇用を創造していく分野を明らかにし、総花的な業種設定としないよう留意してください。また、指定関連業種の設定に当たっても、指定主要業種への支援と密接に関連し、安定的で良質な雇用が見込まれる業種に限定して設定することとします。

#### エ 費用対効果

雇用創出（就業者数等）1人当たりの費用対効果が過大とならない事業構想としてください。

具体的には、雇用創出1人当たりの費用対効果は、概ね250万円までの範囲に収まるような事業構想とすることとします。

#### (3) 事業内容の例

事業内容については、地域マネジメント強化メニュー、事業主向け雇用拡大支援メニュー、求職者向け人材育成メニュー及び指定事業主雇用助成メニューの4メニューで構成します。

都道府県単独の事業等により実施が不要と考えられる場合等を除き、原則として、地域マネジメント強化メニュー、事業主向け雇用拡大メニュー及び求職

者向け人材育成メニューの実施は必須とし、前述の例外の場合であっても、求職者向け人材育成メニューの実施は必須とします。なお、指定事業主雇用助成メニューの実施は任意とします（指定事業主雇用助成メニュー（後述エ）のみで構成する事業内容にはできません。）。

以下、具体的な事業の例を示しますが、これらはいくまでも例示であり、地域関係者の創意工夫により、地域それぞれの経営戦略や人材ニーズを踏まえた独創的な事業の実施が可能である点について留意ください。

#### ア 地域マネジメント強化メニュー

地域で安定的かつ良質な雇用を創造するためには、地域の関係者が総力を挙げて雇用創造に取り組む必要がある。このような観点から、地域の関係者が一体となって取り組むための土壌の構築、その他事業主の雇用拡大（後述イ）や求職者の人材育成（後述ウ）を実施するために必要な取組を実施。

- ① 戦略産業雇用創造プロジェクトを実施するために地域内の関係者のネットワークを構築する事業
- ② 事業主の雇用拡大や求職者の人材育成に資するため、必要な能力（専門技術・技能、販路拡大（マーケティング）等）を有する者を都市部等から確保する事業
- ③ 大学の寄付講座の開設により地域で安定的で良質な雇用を創造するための研究を行う事業
- ④ 地域の雇用創造の中核となる商品等についての地域の発信力を強化する事業（注）

（注）地域の発信力を強化するための人材の確保・育成を通じた支援に限ります。

- ⑤ 地域の求職者（在職者を含む。以下同じ。）への情報提供（研修・講習情報、人材受入情報 等）、企業説明会の開催等事業主の人材確保を支援する事業

#### イ 事業主向け雇用拡大支援メニュー

戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する企業の雇用機会の拡大に向けた取組を支援。

- ① ア②により確保した人材等の雇入れによる企業の生産量拡大、品質向上、新分野への進出等を推進する事業
- ② 事業主向けの研修やセミナー（良質で安定的な雇用を創出するための方策、創業や雇用拡大等に伴う人材確保や労務管理、雇用を維持するための遊休施設の活用方法 等）を実施する事業



#### ウ 求職者向け人材育成メニュー

地域の人材ニーズ等を踏まえた地域の求職者の能力開発や人材育成を図るための取組を支援。

- ① 戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する企業が地域求職者を雇い入れて業務に従事させることにより、当該地域の人材ニーズ等を満たす人材を育成する事業
- ② 地域の求職者に対する研修（スキルアップ研修・職場体験、講師招聘、最新機器を活用した技術習得 等）

#### エ 指定事業主雇用助成メニュー

戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する事業主が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金に上乗せする形で労働局を通じて助成を実施する。

#### (注) 指定事業主雇用助成メニューの助成内容について

指定事業主雇用助成メニューに対する助成は、労働局が支給審査・決定を行う地域雇用開発奨励金に上乗せ（雇入れ1人当たり50万円を1回目の支給の際に上乗せ）する形となります。

同メニューを実施する場合には、戦略産業雇用創造プロジェクトの事業構想に同メニューを実施する旨、上乗せ助成対象労働者数及び必要額（50万円×対象労働者数）を記載することとし、当該対象労働者数及び必要額を上限として実施します。

支給決定までの流れは別添1参照。

指定事業主雇用助成メニューの対象となる事業主（以下「指定事業主」という。）は、次の①から③すべてに該当する事業主です。

- ① 地域雇用開発奨励金の対象となる事業主※  
※事業所所在地の地域要件は戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域と読み替えます。また、対象労働者の地域要件は、実施地域を含む該当都道府県全域と読み替えます。
- ② 地域雇用開発奨励金の計画期間が戦略産業雇用創造プロジェクト実施期間内であり、かつ、最長18か月以内であること。
- ③ 戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する4(2)ウの支援対象業種の事業主であって、協議会の承認を受け「戦略産業雇用創造プロジェクト指定事業主及び上乗せ助成対象労働者数一覧表（以下、「一覧表（様式第五号）」という。）に記載されている事業主。

なお、同メニューを実施する場合には、協議会において、以下④から⑥

を実施することが必要となりますので御留意ください。

- ④ 指定事業主から提出された「戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書（様式第三号）」を受理するとともに地域雇用開発奨励金支給決定までの流れ及び支給要件を別添1及び別添2により説明すること。その後、①の事業所所在地の地域要件、②の計画期間要件、及び③の支援対象業種要件の確認を行うこと。
- ⑤ ④の確認により、要件に該当する場合は、上乘せ助成対象労働者数の承認（割り当て）を行い、「戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乘せ助成対象労働者数承認書・不承認書（様式第四号）」により指定事業主に通知すること。
- ⑥ 指定事業主及び対象労働者数について、「一覧表（様式第五号）」にまとめ、⑤の承認通知日の翌営業日を目処に労働局に送付すること。

#### (4) 関係施策との連動

##### ア 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度

4 (2) ウで指定された業種の事業主については、協議会に参加する金融機関であって国の指定を受けたものから低利で融資を受けられる「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資制度」（以下「関連融資」という。）を活用することが可能です。この制度を活用するためには、本制度の活用を事業構想に盛り込む必要がありますので注意してください。

イ その他、関連省庁又は都道府県が実施する施策と連動する形で構想するなど、より効果的な事業構想とするようにしてください。

#### (5) 事業の実施期間

事業の実施期間は、1地域当たり3年度間を上限とし、事業構想に示された期間、予算の範囲内において実施することとします。

#### (6) 事業規模等

4 (3) アからウに掲げるメニューを実施するための費用の8割を補助することとし、1つの事業構想（都道府県）当たりの年間の補助上限額は10億円（広域の場合は12億円）とします（4 (3) エのメニューを実施する場合、その必要額を控除した額。）。

##### ア 補助対象経費

戦略産業雇用創造プロジェクトは、地域で安定的かつ良質な雇用を創造するため、地域の関係者が一体となって、当該地域の戦略産業において実施

する地域マネジメントの強化、事業主の取組への支援又は地域の求職者への支援を人材の確保・育成を通じて支援する事業です。

このため、4(3)アからウに掲げるメニューに係る補助対象経費は、人材の確保・育成に関する人件費（人件費、管理費等経費の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給与等〈諸手当、社会保険料、健康診断料〉、謝金、旅費等の経費を指します。以下単に「人件費」といいます。）を対象とし、これに付随する人件費以外の事業経費（機器・物品等のリース経費、原材料、各種事務用品等の調達経費、印刷物等の経費、会議会場等借料、通信運搬費等）は事業費全体の50%までとしてください。また、補助事業を実施するために取得する財産は、原則として、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものに限ります。

なお、次の①から⑤に掲げる経費については、補助対象経費となりませんので、御注意ください。

- ① 都道府県、市町村、経済団体により従来から行われている人材確保・人材育成の取組の単純な振替に当たる経費
- ② 国、都道府県により別途、補助金、委託費、助成金等が支給されている経費、地域求職者から費用を徴収している経費
- ③ 国や都道府県、公共職業安定所、独立行政法人等雇用支援関連機関が実施する事業と対象者や内容が基本的に重複する事業
- ④ ハード面の経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用）
- ⑤ その他適切と認められない経費

#### イ 国以外が負担する経費（2割負担分）の取扱い

補助対象経費のうち、国が補助する8割以外の部分については、国以外の主体（都道府県、市町村又は民間事業者。以下同じ。）が負担する必要があります。

この際、国以外の主体が負担する経費として、直接的な資金のほか、以下の経費を勘案することができます。ただし、いずれの経費であっても、戦略産業雇用創造プロジェクトのためにのみ使用されることが明確となっている必要があります。

- ① 民間事業者の従業員の人件費（原則として、当該従業員が戦略産業雇用創造プロジェクトに専従する場合に限ります。）
- ② ①以外の経費であって、民間事業者が現物（自動車、会議場の提供等）で負担する経費（現物負担がなければ経費が発生していると認められるものに限ります。）

なお、既に公費等で給与等を支払われている者（都道府県職員等）の人工費、関連施設の建設・整備等に関する経費及び原資が直接国庫に起因するもののうち補助金などあらかじめ使途が特定されている経費については、国以外の主体の負担として勘案できる経費には含まれませんので御注意ください。

#### ウ 指定事業主雇用助成メニューの取扱い

4 (3) エに掲げるメニューに対する助成は、地域雇用開発奨励金の上乗せ（雇入れ1人当たり50万円）の形により実施するため、地域雇用開発奨励金の制度の中において全額国費による負担となりますが、上乗せ分は1つの事業構想（都道府県）当たりの年間補助上限の内数となりますので、本メニューを実施する場合には、事業構想に必要額を盛り込む必要があります。なお、指定事業主雇用助成メニューのみの事業構想は認めないこととし、事業構想全体の2割までとしてください。

なお、上乗せを活用せず、ベースとなる地域雇用開発奨励金のみ利用することはできないため、ご注意ください。

#### エ その他

4 (4) アに記載する関連融資による融資額及び利子補給額は、戦略産業雇用創造プロジェクトの年間補助上限の外数となりますので、事業構想に必要額を盛り込む必要はありません（ただし、4 (4) アのとおり、事業の活用自体は事業構想に盛り込む必要があります。）。

なお、この制度を活用する場合には、指定事業主雇用助成メニューと同様に、協議会において、関連融資の対象となる企業の一覧を作成する必要があります。

### 5. 事業構想の提案

都道府県は、地域の関係者から構成される協議会を構成した上で、又は事業構想選定後、協議会の構成員になることが想定される地域の関係者と綿密に調整を図った上で事業を構想し、国が提示する所定の募集期間内に各都道府県労働局を経由して提案するものとします。

提案の募集は原則として年1回とします。

#### (1) 提出書類

事業構想の提案は、以下の書類の提出により行ってください。

ア 事業構想提案書及び構想書概要版（様式第一号・第二号）

- イ 事業構想概念図
  - ウ 地域の産業政策との関連に関する資料
  - エ 協議会の構成及び構成員並びに組織等に関する書類
  - オ 年度別の資金計画表及び必要経費の根拠を示す資料
  - カ その他参考となる資料（事業のポンチ絵など）
- （ウ～カについては、アに含まれている場合、作成する必要はありません。）

## (2) 事業構想提案書の作成方法

事業構想は、事業の実施を希望する期間（最大3年度間）全体にわたるものを作成してください。

## (3) ヒアリングの実施

募集期間終了後、応募した都道府県の事業構想について厚生労働省においてヒアリングを実施します。旅費等は自己負担となります。

## 6. 事業構想の選抜

### (1) 実施地域の選抜

国は、提案された事業構想の中から雇用創造効果や波及的に雇用機会を創出する見込みが高いものを選抜するため、有識者等から構成される「戦略産業雇用創造プロジェクト評価・選定委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、各事業構想に基づく事業に対する補助の可否について諮るものとします。

第三者委員会は、事業構想を6(2)に記載する基準により審査し、事業内容が適切であり、かつ、雇用創造効果が高いと見込まれるものを選抜します。なお、選定に当たっては、第三者委員会の意見等を踏まえ、提案内容の修正を求めることがあります。

### (2) 選抜の基準

事業構想については、以下の基準で選抜されることとなります。

#### ア 地域の取組

地域の関係者が総力を挙げて、当該地域の戦略産業と位置付けられている分野において、雇用創造に資する具体的な取組を実施し、かつ、これらの取組により当該分野で一定の成果を上げる可能性が高いこと。

#### イ 事業内容

地域の産業政策と一体となった人材確保・育成を通じた取組であり、当該地域において雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、

設定した目標の実現可能性が高いこと。特に、この事業が都道府県への補助事業である特性を活かし、雇用面での施策が総合的にコーディネートされた事業として評価されるものであること。

#### ウ 雇用創造効果及び波及効果

質及び量の両面において雇用創造効果が高いと見込まれること。また、就業者数1人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高く効率的であるとともに、継続的・波及的な雇用創造効果が期待されること。

なお、4 (2) エのとおり、1人当たり経費は250万円以下となるように構想されている必要があります。

#### (3) 選抜結果の通知

国は、事業構想を提出した都道府県に対し、第三者委員会の選抜結果を通知します。その際、必要に応じて第三者委員会からの事業の内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付される場合があります。

### 7. 事業の実施

事業構想の選抜を受けた都道府県は、補助金の交付申請書及び関連資料を厚生労働省職業安定局地域雇用対策室に提出します。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。

国は、提出された関係資料について所要の調整を行い、戦略産業雇用創造事業費補助金交付要綱等に基づき、都道府県に補助金を交付します。

都道府県は、選抜された事業構想に基づき事業を実施するほか、毎年度、経費の使用実績等に関する事業報告書及び中間評価報告書を作成し、厚生労働省職業安定局地域雇用対策室に提出します。

なお、事業実施による効果は、以下の(1)及び(2)の指標により評価することになります。

#### (1) アウトプット指標

アウトプット指標については、戦略産業雇用創造プロジェクトで実施する事業の対象となった企業、地域の求職者の数等を指標とします。

#### (2) アウトカム指標

原則として事業実施期間（事業構想に示された期間）での就業者数及び創業者数（以下「就業者数等」とします。）。ただし、就業者数等については、非正規雇用から正規雇用へ転換した者を含むことも可能とします。

## 8. 事業の評価

### (1) 中間評価

都道府県は、各年度ごとに、事業の実施状況、雇用創造効果の目標の達成状況、メニューの計画進捗状況等事業の実績及びそれに対する評価を盛り込んだ中間評価報告書を国に提出することになります。

なお、中間評価報告書の様式及び提出期限等については、別途通知します。

### (2) 中間評価に基づく事業継続の可否

事業の実施期間は最大3年度間ですが、各年度ごとに中間評価報告書の内容について第三者委員会に報告します。第三者委員会への報告の結果、翌年度以降の事業の継続の可否等について判断がなされる場合があります（継続性の判断については別紙1のとおり。また、事業を継続する場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点から、必要に応じ、当初の事業構想にある事業内容の一部を変更することや、事業実施に係る条件を付すこと等の措置を講ずることがあります。

この他、平成27年度予算措置がされなかった場合、もしくは予算額が縮小された場合は、補助金額の設定を変更する可能性があります。

### (3) 事業実施結果の報告

都道府県は、各年度の事業終了時（各年度の事業が終了した翌年度の4月10日まで）に別途通知する補助金交付要綱に基づいて、事業の実施結果及び精算報告を提出することになります。

### (4) 事業終了時の総括報告

都道府県は、事業期間終了時に、最大3年度間の事業実施による雇用創造効果・波及的効果、事業終了後の地域独自の雇用創造に向けた取組等及びこれらに対する評価を盛り込んだ総括報告書を、別途定める様式により国に提出するものとします。また、事業終了後の継続状況についても必要に応じて適宜報告を求める場合があります。

## 9. その他

### (1) 補助金の支払い

所定の手続を踏まえた上で、四半期ごとに概算払いすることができます。ただし、手続等の関係により時期が遅れますので、予めご承知おきください（特

に毎年度当初)。

(2) 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3の規定に準じた手続の実施  
事業の実施に必要な売買、賃借、請負その他の契約(以下「売買契約等」と  
いう。)を締結する場合に、会計法第29条の3の規定に準じた手続を行う必  
要があります。

具体的には、売買契約等を締結する場合に、原則として会計法第29条の3  
第1項に規定する競争に準じた手続を行う必要があり、同条第4項又は第5項  
に規定する随意契約に準じた手続を行う場合には、実施理由と相手方の選定理  
由を明確にし、できる限り2人以上の者から見積書を徴する必要があります。

(3) 事業の経費積算に係る留意事項

積算を作成するに当たっては、調達方法、金額等適正なものとし、効率的  
な経費の使われ方となるよう留意して下さい。

ア. 経費の根拠

基本的に10万円を超える高額な経費については、全てその根拠を示し  
てください。

なお、根拠としては、以下のようなものが想定されます。

- ・ 業者による見積もり(経費を算出する際には、数社から見積もりを  
とり妥当な価格とすること)
- ・ 業者等の料金表(カタログ、運賃等)
- ・ 同様の事業を行った際の実績(過去の同様のセミナー講師の謝金等)
- ・ 自治体又は経済団体による経費に係る規程

イ. 人件費

①事業統括者等

事業統括者等の賃金、通勤手当、超過勤務手当等を対象とします。賃金  
の単価は、国や地域の地方公共団体、民間団体等の水準を参考に、業務の  
内容に応じて常識を超えない範囲で設定する必要があります。また、住居  
手当、退職引当金等は対象となりませんので、ご留意ください。

- ・ 自治体の給与規程等、人件費の根拠について示してください。

②講師謝金の単価については、研修内容に見合った講師謝金の単価を計上  
する必要があります。講師謝金が高額なものについては、どのような講師



を依頼しようとしているか、カリキュラムを実施する上で必要なものかといった細部について確認を行いますので、ご対応をお願いします。

## ウ 事業費

### ① 自動車のリース

原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができないと認められる場合にのみ、利用を認めるものです。

また、利用が認められる場合であっても、利用に当たっては必要最低限の車種及び台数での利用として、経費を積算してください。

### ② パソコン・OA機器・電話機等

原則として、ソフトウェアも含めて、「リース」による利用とすることとし、特段の理由がない限り購入は認められません。

### ③ 振込手数料、収入印紙について

県から事業を実施する委託先、間接補助先振り込む際の振込手数料は対象外。収入印紙は対象外となります。

## エ 委託における一般管理費等

個別事業において委託を予定している場合には、委託に係る経費について、具体的な経費の内訳が分かるように記載してください。また、委託業者による見積もりの中で、具体的な経費の積上げではなく、直接人件費や直接経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等といった項目で積み上げている場合がありますが、これらの方法による経費の計上は認められませんので、一般管理費として支弁する「具体的な経費」を積み上げた形で計上するよう委託業者に依頼してください。

(セミナーを実施する場合の経費内訳の例)

講師謝金〇円、教材費〇円、会場使用料〇円 等

## オ 地域外への研修

地域外への研修については、効率的な経費の支弁という観点から、単

なる視察レベルのものは対象外とし、受講者の具体的な知識・技術・ノウハウの修得を目的にしたもののみが対象となります。

その人数も1つの分野ごとに必要最小限としてください。

(4) 就職者・創業者名簿の整備・保管

都道府県は、アウトカムの実績となる個別の就職者・創業者に関し、利用した事業メニューの名称・実施期間、就職日・創業日、就職・創業した事業所名・業種等について、別途定める様式により名簿の整備・保管を行ってください。

就業者・創業者名簿については、別紙2のとおり

(5) 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止するものとします。

- ア 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- イ 事業の実施に関し不正な行為を行った場合
- ウ 前年度の実績が基準を満たしていない場合
- エ その他適切と認められない場合

(6) 文書の保存等

都道府県は事業が終了した日の属する年度の終了後5年間、事業構想書、実績報告書、各種会計書類など事業の実施に係る文書を保存するものとします。

様式第一号

戦略産業雇用創造プロジェクト 事業構想提案書

平成 年 月 日

厚生労働省職業安定局地域雇用対策室長 殿

(都道府県 労働担当部局長名) 印

戦略産業雇用創造プロジェクトについて、以下のとおり提案します。

<事業タイトル>

事業の趣旨・目的を端的に表現したテーマ・タイトルをつけてください。(例:「〇〇産業の振興を通じた雇用機会の増大」、「〇〇産業から〇〇産業分野への進出に対応した雇用創造プロジェクト」等)

連絡担当者 所属・役職・氏名

TEL:

FAX:

E-mail

※記載内容は概ね50枚までにまとめてください。

<事業構想>

1 事業の趣旨・目的

※ 事業の趣旨・目的を簡潔に記載してください。

2 事業構想に当たっての背景・現状

※ 事業構想作成に当たっての背景、地域の現状を記載してください。記載に当たっては、「3. 事業内容」に記載する支援対象業種及び事業内容との関連に留意した記載とし、可能な限りの具体的なデータ（支援対象業種の受注拡大の動向など、関係企業名を記載するなど具体性を持たせる）とともに、以下の要素を盛り込んだ記載としてください。

**【記載例】**

(1) 地域の雇用の動向

.....  
.....。

(2) 地域の産業・経済の動向

(3) 地域の雇用政策・産業政策の方向性及び本事業構想の位置付け

(4) 地域におけるこれまでの取組（取組内容、成果）

(5) 上記を踏まえた上で、地域が抱える雇用面での課題

※ 指定主要業種ごとに背景、現状を記載すること。

※ 地域の雇用政策、産業政策全体の中で戦略産業雇用創造プロジェクトを活用して、どこの部分を補完し、重点化して施策を進めたいのか分かるように記載してください。

3 事業構想の内容

(1) 事業構想の内容（全体像）

※ 事業構想に係る指定主要業種及び実施地域並びに事業の実施期間を記載してください  
(複数ある場合は複数記載してください)。

**【記載例】**

ア 指定主要業種：〇〇業 (標準産業分類番号)

指定関連業種：〇〇業 (標準産業分類番号)

実施地域：〇〇地域 (事業実施期間：平成〇年度～平成〇年度)

イ 指定主要業種：〇〇業 (標準産業分類番号)

指定関連業種：〇〇業 (標準産業分類番号)

実施地域：〇〇市、〇〇市、〇〇町 (事業実施期間：平成〇年度～平成〇年度)

(2) 事業構想の概要

- ※ 3 (1) で記載した指定主要業種ごとに、事業構想の内容を記載してください。なお、「2 事業構想に当たっての背景・現状」で、指定主要業種ごとの背景・現状を記載していない場合は、冒頭に指定主要業種ごとの背景・現状を記載するようにしてください。
- ※ 記載に当たっては、本事業で実施する個別の事業の全てを記述してください。個別の事業概要について、事業実施の背景や必要性（これまで地域で実施していた施策との違い）、具体的な内容（事業実施主体、事業実施期間、費用負担、講師等を招聘する場合には具体的な人物像、講習等を実施する場合にはその回数、●●に記載する事業経費との関係（どのような費用が生じるか）等）が分かるように記載してください。なお、より詳細な事業内容を記載できる場合は、随時別紙等の形により添付してください。
- ※ 指定事業主雇用助成メニューを実施する場合には、対象労働者数（当該年度に1回目の地域雇用開発奨励金の支給が想定される対象労働者数）を記載してください（可能であれば想定される指定事業主（企業名）ごとに記載してください。）。
- ※ 冒頭部分には、「2 事業構想に当たっての背景・現状」をふまえ、良質で安定的な雇用の創造に向けどのような施策、事業を実施するか記載してください。  
この際、各メニューで実施する事業の関連性が分かるように記載してください。また、事業終了後のビジョンについても記載してください。
- ※ 各企業の活用が予定される企業がある場合は企業名を記載すること。

(記載例)

(冒頭) .....

.....。

ア 地域マネジメント強化メニュー

① ○○事業

.....

.....。

事業実施期間：.....。

事業実施主体：.....。

② ○○事業

.....

.....。

イ 事業主向け雇用拡大メニュー

.....

.....。

ウ 求職者向け人材育成メニュー

.....

.....。

(3) 関連施策と一体となった取組

※ 事業構想に係る雇用創造の取組と一体となって実施する関連施策（他省庁の関連施策、地域単独の事業等）を記載してください。

※ 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度を活用する場合には、想定される指定金融機関、利用が想定される企業等について記載してください。

【記載例】

（関連施策と一体となった取組の考え方等）

.....。

ア 戦略産業雇用創造プロジェクト関連利子補給制度

.....

.....。

想定される指定金融機関：〇〇銀行

利用が想定される企業等：〇〇企業

イ 関連施策

.....

.....。

① 〇〇事業

.....

.....。

事業実施期間：.....。

事業実施主体：.....。

関係省庁等：〇〇省、地方単独事業等

② 〇〇事業

#### 4 事業実施による効果

##### (1) アウトプット指標

※ アウトプット指標は、指定主要業種ごとに戦略産業雇用創造プロジェクトで実施する事業の対象企業、地域求職者の数等、本事業の利用者数をアウトプット指標として設定してください。

※ 指定事業主雇用助成メニューについての指標は不要です。

※ 記載に当たっては、年度ごとに指標を記載してください。アウトプット指標の数値が適正であることが分かるよう、指標設定の考え方・根拠等を記載してください。

(様式例：アウトプット指標)

	アウトプット指標				
	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	合計	指標の根拠
ア 地域マネジメント強化メニュー					
・○○事業	人	人	人	人	
・○○事業	人	人	人	人	
イ 事業主向け雇用拡大支援メニュー					
・○○事業	社	社	社	社	
・○○事業	社	社	社	社	
ウ 求職者向け人材育成メニュー					
・○○事業	人	人	人	人	
うち求職者	人	うち求職者	人	うち求職者	人
うち在職者	人	うち在職者	人	うち在職者	人
・○○事業	人	人	人	人	
うち求職者	人	うち求職者	人	うち求職者	人
うち在職者	人	うち在職者	人	うち在職者	人





	うち創業	人	うち創業	人	うち創業	人	うち創業	人
ウ 求職者向け人材育成メニュー ・〇〇事業		人		人		人		人
	うち正規	人	うち正規	人	うち正規	人	うち正規	人
	うち正規以外	人	うち正規以外	人	うち正規以外	人	うち正規以外	人
	うち創業	人	うち創業	人	うち創業	人	うち創業	人
エ 指定事業主雇用助成メニュー		人		人		人		人

(アウトカムの把握方法)

.....。

(正規、非正規の割合及び理由)

本施策の趣旨が良質で安定的な雇用の創出を目指すものであることから、正規以外の者については、事業全体で、正規の50%未満としてください。

(事業期間終了後の継続について)

3年度間終了後、引き続き事業の一部を他機関で継続実施する等、事業終了後の展望について記載してください。

(事業総額/アウトカム(3年間計))

- ① : 事業費 : 〇〇億円
- ② : アウトカム : 〇〇人 (正規雇用の割合〇%)
- ③ : ①/② = 〇〇万円

※事業総額は指定事業主雇用助成メニュー込みの金額を記載。

## 5. 事業実施体制

### (1) 事業実施体制

※ 事業実施体制の概要を記載してください。記載に当たっては、全体像が分かるような記載となるよう留意してください。

※ 記載に当たっては、以下の要素を盛り込んでください。

ア 協議会の位置付け

イ 事業全体の統括者及び配置場所

ウ 関係部局・機関の役割及び連携体制

※ 事業全体の統括者、マネジメントの中心となる人材等、地域マネジメント強化メニューにより事業の中心的役割を担う者について、略歴を記載してください。

#### 【略歴：記載例】

役職	氏名・年齢	略歴
事業統括者	〇〇	・〇〇企業OB ・
地域人材コーディネーター		
...		

### (2) 協議会の構成

※ 協議会の構成員を記載してください。

※ 新規、既存協議会の活用のいずれであるか記載してください。

#### 【記載例】

〇〇のために設立した既存の〇〇協議会を活用し、.....

.....。

#### 【協議会名：〇〇〇】

構成員	氏名・年齢	特記事項
〇〇	〇〇	
〇〇		
〇〇		

事業構想必要経費概算（平成〇〇年度分）

（単位：千円）

費目等	品名等	国負担	地方等負担	負担計
ア 地域マネジメント強化メニュー				
①〇〇事業	事業統括者 A(常勤)	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
■人件費	※積算式を記載してください。	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
・賃金	〇〇円×〇ヶ月×〇人=〇円。	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
・社会保険料		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
■設備備品費		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
例)消耗品費		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
例)機械借料		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
■事業実施費		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
例)会場借料		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
②〇〇事業		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
イ 事業主向け雇用拡大支援メニュー		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
①〇〇事業		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
■人件費		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
・謝金	講師 B	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
・旅費	※積算式を記載してください。	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇円×〇回=〇円。	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
② 〇事業		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
ウ 求職者向けメニュー		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
ア～ウ合計		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
(うち人件費相当)		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
エ 指定事業主雇用助成メニュー	〇人×50万円	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇
総計		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇

※ 年度毎にそれぞれ作成してください。

※ 地方等負担の詳細について関係資料を添付してください。

※ 事業ごとに事業の内容や経費の性質が分かるように詳細に記載してください。

※ それぞれの事項毎に経費の積算式は詳細に記載して下さい。

※ ア～ウ合計のうち、人件費相当額が50%以上である必要があります。

※ 総計に占めるエの割合は20%以下である必要があります。

事業構想必要経費概算（内訳総括表）

（単位：千円）

		初年度	2年度（計画額）	3年度（計画額）
① 負担額				
地方等負担額	ア 地域マネジメント強化メニュー	〇,〇〇〇		
	〇〇事業	県:〇,〇〇〇 〇〇企業:〇,〇〇〇		
	〇〇事業	県:〇,〇〇〇		
② 方等負担額計				
③ 事業額計（①+②）				
④ ②/③（%）		%	%	%

※ 地方等負担について、事業ごとに負担者（内訳）を記載してください。

※ ①は指定事業主雇用助成メニューの金額を含めない金額です。

※ ④は年度ごとに20%を超える必要があります。

戦略産業雇用創造プロジェクト事業構想  
<概要版>

「事業タイトル」

1. 事業趣旨・目的	
2. 事業構想に当たっての背景・現状 ※ 様式第一号の記載例(3)～(5)を中心に記載してください。	
3. 事業構想の内容	
(1) 支援対象業種・実施地域	
(2) 事業構想の概要	
(事業名)	(概要・スケジュール・ねらい(効果))
(3) 関連施策と一体となった取組	
4. 事業実施による効果	
○○○名(正規雇用の割合○%)	
1年度目 ○○○名(正規○○名、正規以外○○名、創業者○○名)	
2年度目 ○○○名(正規○○名、正規以外○○名、創業者○○名)	
3年度目 ○○○名(正規○○名、正規以外○○名、創業者○○名)	
5. 事業実施体制	
※協議会のメンバーを記載してください。	体制が分かる図を 貼り付けてください。
6. 必要経費概算	
事業費総計：○○○千円(1年度目 ○○○千円、2年度目 ○○○千円、3年度目 ○○○千円)	
国負担：○○○千円(1年度目 ○○○千円、2年度目 ○○○千円、3年度目 ○○○千円)	
地方等負担：○○○千円(1年度目 ○○○千円、2年度目 ○○○千円、3年度目 ○○○千円)	

※記載内容は5枚程度で収めてください。

※事業費総計、国負担については、指定事業主雇用助成メニューの金額も含めた金額を記載してください。

戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書

戦略産業雇用創造プロジェクトの実施に伴い下記のとおり、地域雇用開発奨励金における雇入れを行いますので、対象労働者数について承認願います。

平成 年 月 日

(戦略産業雇用創造プロジェクト協議会名) 殿

1 申請者	指定事業主	フリガナ 法人(予定)名 (※個人事業の場合、屋号名等を記入して下さい)
		フリガナ 役職・代表者氏名 (※役職名は、法人の場合のみ) 印
		事業所の所在(予定)地 〒 ー 電話番号 ( )
2 状況	地域雇用開発奨励金の計画書提出予定年月日 平成 年 月 日	
	地域雇用開発奨励金の計画完了予定年月日 平成 年 月 日	
	設置・整備の内容 -----	
	戦略産業雇用創造プロジェクトと設置・整備内容及び雇入れとの関係 -----	
3 雇入れ計画	雇入れ予定人数	人

戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ計画については、下記のとおり、認定します。

平成 年 月 日

(指定事業主名) 殿

(戦略産業雇用創造プロジェクト協議会名) 印

承認する内容	対象労働者数	人	うち上乗せ助成対象労働者数	人
	戦略産業雇用創造プロジェクトとの関係が認められる理由または実績 -----			
	承認しない理由 申請人数よりも承認人数 が少ない理由	・なし ・承認申請が多数に上ったことから調整を行ったため ・協議会として認められる上限数を上回ったため ・1事業所あたりの上限数を上回るため		
				等

## \*戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書の記入について

### 1 「1 申請者」について

(1) 戦略産業雇用創造プロジェクトの実施主体となる協議会から指定事業主と認められた事業主（代表責任者）（となる予定の者）の氏名を記入して下さい。

### 2 「2 状況」について

(1) 「地域雇用開発奨励金の計画書提出予定年月日」欄には、地域雇用開発奨励金の計画書を管轄労働局に提出する予定の日（地域雇用開発奨励金の計画日となります）を記載して下さい。

(2) 「地域雇用開発奨励金の計画完了予定年月日」欄には、地域雇用開発奨励金にかかる計画の完了予定日（完了日・第 1 回支給申請日となります）を記載して下さい。

(3) 「設置・整備の内容」欄には、戦略産業雇用創造プロジェクトと関係する施設や設備の設置について具体内容を記載して下さい。

(4) 「戦略産業雇用創造プロジェクトと設置・整備内容及び雇入れとの関係」欄には、戦略産業雇用創造プロジェクトへの参加内容及び参加することにより設置・整備及び雇入れを行うこととした状況等、設置・整備及雇入れの契機が戦略産業雇用創造プロジェクトへの参加によるものであることを具体的に記載して下さい。

### 3 「3 雇入れ計画」について

(1) 「雇入れ予定人数」欄には、2 の状況により雇入れを行う予定の人数を記載して下さい。なお、地域雇用開発助成金の助成対象となる労働者は雇入れ日時点で当該戦略産業雇用創造プロジェクト実施都道府県に居住する労働者となります。

### 4 添付書類について

(1) 本申請書を提出する場合は、管轄する労働局に提出する予定の地域雇用開発奨励金の計画書（様式 1 号）の写しを添付して下さい。

## \*戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書の記入について

### 1 「承認する内容」について

(1) 「対象労働者数」欄には、当該雇入れが戦略産業雇用創造プロジェクトにより雇用創出されるものと認められる場合、申請書の「雇入れ予定人数」欄に記載された人数を転記してください。

(2) 「うち上乗せ助成対象労働者数」欄には、協議会の当該年度の上乗せ助成対象労働者上限数枠内において、当該計画に対し、割り当てた上乗せ助成対象労働者数を記載して下さい。なお、上乗せ助成対象労働者が 0 の場合、地域雇用開発奨励金のみでの支給はできないため、不承認とすること。

(3) 「戦略産業雇用創造プロジェクトとの関係が認められる理由及び実績」欄には、設置・整備の内容及び雇入れが戦略産業雇用創造プロジェクトへの参加によるものと認められる理由及び戦略産業雇用創造プロジェクトの参加実績を記載して下さい。

(4) 「承認しない理由・申請人数よりも承認人数が少ない理由」欄には、申請人数どおり認める場合は「なし」承認しない場合は「その理由」、申請人数よりも承認人数が少ない場合は「その理由」を記載して下さい。

※ この申請書及び承認書は、戦略産業雇用創造プロジェクト指定事業主に対し、労働局が地域雇用開発奨励金の支給を行う根拠となるものです。

承認後は、本承認書、地域雇用開発奨励金計画書（地様式第 1 号）、地域雇用開発助成金事業所等状況等申立書（地様式第 13 号）及び事業所の事業概要がわかる資料を、管轄労働局に提出願います。

承認された場合であっても、地域雇用開発奨励金の支給要件を満たさない場合は地域雇用開発奨励金（雇入れ追加助成を含む）は支給されません。

また、雇入れられた労働者が地域雇用開発奨励金の対象労働者としての要件を満たさない場合等、上乗せ助成対象者数が承認された人数に満たないこともあります。

承認された人数分が保証されるわけではありませんので注意して下さい。

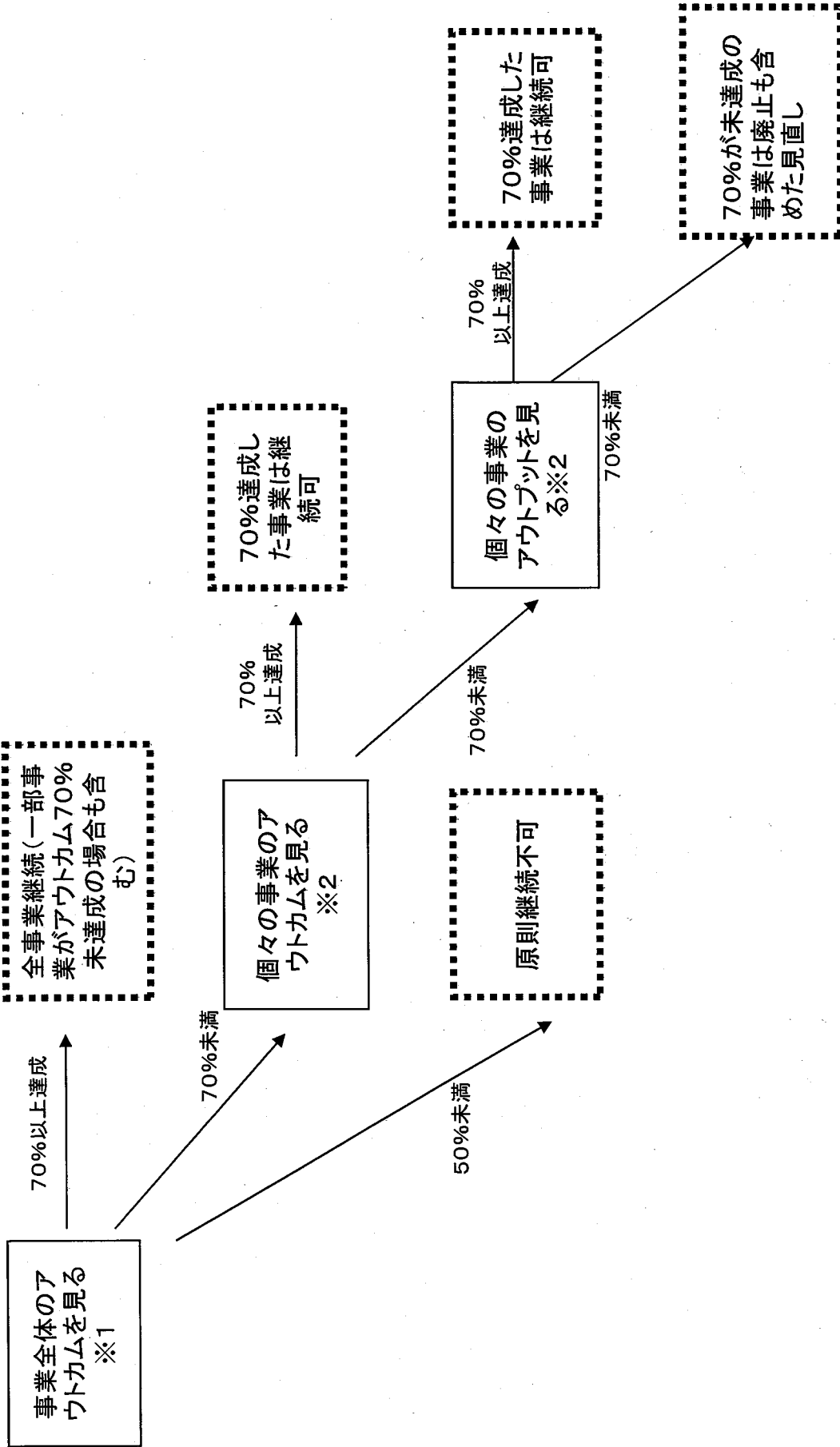




## (記載要領)

- ・ ②は、追記した年月日現在の既承認人数を記載すること
- ・ ③は、当該年度において、承認することのできる残人数を記載すること
- ・ ④から⑥は、指定事業主から申請のあった「戦略産業雇用創出プロジェクト雇入れ計画申請書」に基づき記載すること
- ・ ⑨から⑩は、「戦略産業雇用創出プロジェクト雇入れ計画承認書」により、指定事業主ごとに協議会が承認した人数を記載すること
- ・ 戦略産業雇用創出プロジェクト雇入れ計画承認書により承認した場合は、本一覽表に追記すること
- ・ 本一覽表に新たに追記がなされた場合は、管轄労働局に本一覽表を翌営業日を目処に送付すること
- ・ 指定事業主が地域雇用開発奨励金の計画書を管轄労働局に提出する日までに、本一覽表が管轄労働局に送付されていない場合、口  
指定事業主からの地域雇用開発奨励金計画書は受理できないので注意すること。
- ・ 労働局は、指定事業主から地域雇用開発奨励金計画書が提出された場合は、本一覽表と突合し、指定事業主であることを確認した上で受理すること
- ・ 労働局は、指定事業主に対し地域雇用開発奨励金を支給した場合、⑩から⑬に記載のうえ、その都度、協議会に送付すること

# 戦略産業雇用創造プロジェクト 継続の可否の判断基準



※1 事業全体のアウトカムについては、指定事業主雇用助成メニューを除いたもの又は含んだものいずれか高い方を選択。

※2 「事業主向け雇用拡大メニュー」及び「求職者向け人材育成メニュー」のみ対象。

※3 事業全体のアウトカムが2年連続で70%未満の場合は原則継続不可(25年度採択道府県除く)。

※4 初年度の実績が事業全体のアウトカムの70%を達成できず、2年度目の3月末までの実績が事業全体のアウトカムの6割に満たない場合は、7割に達するまでは原則交付決定を行わない(25年度採択道府県除く)。

※5 事業主向け雇用拡大メニュー、求職者向け人材育成メニューにおいて、個々の事業のアウトカム実績がゼロの場合は、事業の廃止も含めた見直しを行う。また、事業主向け雇用拡大メニュー、求職者向け人材育成メニューにおいて、個々の事業のアウトカム実績が2年連続でゼロの場合は、原則廃止する。

※6 アウトカム実績は、3月末までに終了した地域求職者等の6月末時点までの就職、正規雇用への転換又は創業の件数とする。

〇〇〇メニユー ( ) 地域雇用創造協議会 就職者・創業者名簿(様式例) (平成〇〇年度)

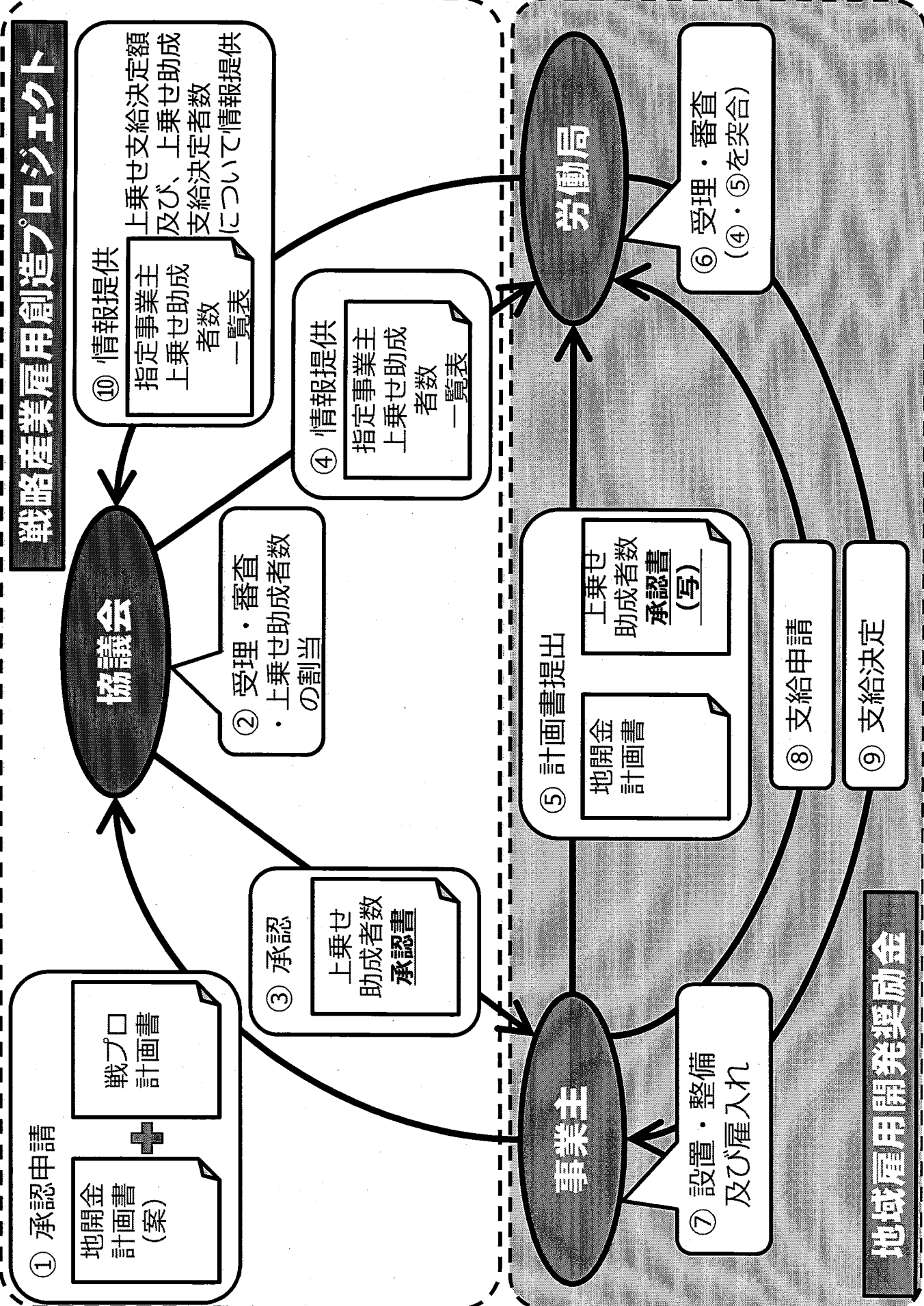
〇〇〇メニユー

個別事業名	計画	実績	受講企業・創業希望者名	受講者名	性別	年齢	セミナー等受講日	受講企業への就職者名・創業事業所名	就職者・創業者の性別	就職者・創業者の年齢	就職(常用雇用・非常用雇用以外)・創業の区分	業種	就職・創業年月日	就職・創業の確認方法	
1 〇〇事業(雇用拡大メニュー)	〇人	〇人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
①〇〇講座	〇人	〇人	地域商事	地域一郎	男	45	〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日	〇川〇男	男	25	常用	商社	〇年〇月〇日	地域商事よりアンケート調査にて確認	
				地域次郎	男	44	〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日	〇村〇子	女	46	常用雇用以外	"	"	〇年〇月〇日	"
				創業一郎	男	50	〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日、〇年〇月〇日	創業一郎商店	男	50	創業	飲食業	飲食業	〇年〇月〇日	本人よりアンケート調査票にて確認
②〇〇講座	〇人	〇人	複数回受講した場合は全て記入												
2 〇〇事業(雇用拡大メニュー)	〇人	〇人													
①〇〇講座	〇人	〇人													
②〇〇講座	〇人	〇人													
計	〇人	〇人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・アウトカム実績については、当該年度中に事業を利用した企業による翌年度6月末時点までの新規雇用及び創業者を計上。  
 ・事業利用と明らかに関連がない雇用・創業(例:定期採用、新卒採用等)については計上不可。

# 地域雇用開発奨励金における戦略雇用創造プロジェクトに係る特例支給の流れ

## 戦略産業雇用創造プロジェクト



# 地域雇用開発奨励金 戦略産業雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

## 制度概要

地域雇用開発奨励金は、雇用機会が不足している地域において雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。  
戦略産業雇用創造プロジェクト（戦プロ）実施地域（※1）において支給要件を満たした事業主に対しては、**基本支給額に加え、上乗せ助成者数（※2）に50万円を乗じた額を上乗せして支給**します。

## 支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。戦プロ実施地域における支給要件は、地域雇用開発奨励金の基本的な支給要件とは一部異なりますのでご注意ください。  
なお、地域雇用開発奨励金の基本的な支給要件の詳細については「地域雇用開発奨励金 支給申請の手引」をご覧ください。

	基本的な支給要件 (手引に記載されている支給要件)	戦プロに係る特例支給の要件
計画書の提出		事前に協議会に申請し、承認を得ること
対象事業主 (手引 5ページ)	「同意雇用開発促進地域」(※3)において事業所の設置・整備を行うこと	「戦プロ実施地域」において事業所の設置・整備を行うこと
対象労働者 (手引 13ページ)	「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」に雇い入れ日時時点で居住する求職者	「対象区域を含む該当都道府県全域」に雇い入れ日時時点で居住する求職者  短時間労働者（週所定労働時間30時間未満の者）は対象外
支給額 (手引 3ページ)	基本支給額は50～80万円を3年間（最大3回） ※ 創業の場合、追加助成あり	基本支給額に加え、上乗せ助成者数×50万円を支給（1回目のみ）
完了日 (手引 16ページ)	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月	原則、完了届提出日 ※ 計画日から完了日までは最長18か月  戦プロ実施期間最終日以降に支給申請する場合は、戦プロ実施期間終了日
支給申請期限 (完了届提出期限) (手引 16ページ)	計画日から起算して 20か月を経過する日の前日	戦プロ実施期間終了日が平成30年3月31日の場合
		平成26年10月1日以前 平成26年10月2日以後
		計画日から起算して 20か月を経過する日の前日 戦プロ実施期間終了日から起算して 2か月を経過する日 (平成30年5月30日)

## ご注意ください!

- 支給申請期限までに申請しない場合、基本支給額、上乗せ助成額のいずれも受給できません。
- 戦プロ用として提出した計画を、通常地域雇用開発奨励金の計画（同意雇用開発促進地域等）に変更するためには、提出した計画書を取り下げ、新たな計画書を提出する必要があります。

(※1) 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域（平成26年11月10日現在）：北海道、青森、岩手、新潟、富山、石川、山梨、静岡、三重、京都、鳥取、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口（うち萩市、長門市、阿武町を除く）  
(※2) 上乗せ助成者数：完了日の該当年度毎に、雇い入れる対象労働者の総数を上限として協議会が承認します。  
(※3) 同意雇用開発促進地域：対象地域は、厚生労働省HPまたは都道府県労働局に確認してください。  
トップページ「分野別の政策」>雇用・労働「雇用」>施策情報「助成金」>3.従業員の雇入れ「地域雇用開発奨励金」

## アウトプット・アウトカム指標の実績計上の考え方

- ・求職者＝就職先を求めている者(創業希望者を含む)
- ・地域求職者＝地域内の求職者
- ・地域求職者等＝地域求職者＋地域内在職求職者
- ・地域内在職求職者＝地域内の事業所に在職中の求職者(居住地が地域外の者を含む)
- ・対象労働者＝地域求職者等
- ※地域内の求職者については、
  - ・地域内の求職者
  - ・地域外居住の求職者で以下①から③のいずれかにか該当する者

①地域内の事業所に在職し、引き続き同地域内で求職している者、②同地域内で求職していることが明白な者、③Uターンにより同地域で求職している者

・事業実施年度の翌年度6月末までに雇用されたものを事業実施年度のアウトプット、アウトカムとして計上。7月以降のものについては計上しない(翌年度含め。)

事業名	実績に計上できるもの	実績に計上できないもの
<b>地域マネジメント強化メニュー</b>		
アウトプット指標	①地域内の関係者のネットワークを構築するために活動した回数 ②事業を利用した企業の数 ③事業を利用した地域求職者等の人数 等	左記以外のもの。
アウトカム指標	①②アウトプットに計上した活動により、企業が事業利用により雇い入れた人数(注1) ③計上した地域求職者等が事業利用により就職又は創業した人数(注1)	事業利用と明らかに関連がない雇用・創業。 (例:定期採用)
<b>事業主雇用拡大メニュー</b>		
アウトプット指標	①事業を利用した企業の数 ②事業を利用した創業を希望する地域求職者等の人数	左記以外のもの。
アウトカム指標	①アウトプットに計上した企業が事業利用により雇い入れた人数(注1) ②アウトプットに計上した地域求職者等が事業利用により創業した人数(注1)	事業利用と明らかに関連がない雇用・創業。 (例:定期採用)
<b>求職者人材育成メニュー</b>		
アウトプット指標	事業を利用した地域求職者等の人数	左記以外のもの。
アウトカム指標	アウトプットに計上した地域求職者等が事業利用により就職又は創業した人数(注1)	
<b>指定事業主雇用助成メニュー</b>		
アウトカム指標	地域雇用開発奨励金の上乗せメニューにより企業が地域求職者(地域外居住者を除く)を雇い入れし、当該年度中に計画が終了し、支給された人数(見込み含む。不支給となった場合要修正。)	

※アウトカム指標には、事業を利用する前に雇用されている在職者(試用期間中の者を含む。)や創業者はカウントできません(非正規から正規への転換する在職者除く)。  
 ※重複計上はできません(複数の事業利用、派遣会社を経て企業に雇用等の場合、企業での雇用部分のみカウント)  
 (注1)就職・創業のアウトカムについては、受講名簿等により全員調査を実施し、本人の申告に基づき計上。